議案第 41 号

箱根町幼保連携型認定こども園条例の制定について

箱根町幼保連携型認定こども園条例を別紙のように定める。

平成26年9月4日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項等に規定する幼保連携型認定こども園として、箱根町立湯本幼児学園及び箱根町立仙石原幼児学園を設置し、並びに両施設の管理に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定する必要があるので、本条例案を提出するものである。

(趣旨)

第1条 この条例は、箱根町幼保連携型認定こども園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この条及び次条において「認定こども園法」という。)第12条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、認定こども園法第2条第7項及び児童福祉法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園として、次のとおり設置する。

名称	位置
箱根町立湯本幼児学園	箱根町湯本392番地
箱根町立仙石原幼児学園	箱根町仙石原981番地

(入園の要件)

- 第3条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、認定こども園法 第11条に規定する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項後段に規定する支給認定子ども
 - (2) その他町長が特に入園の必要があると認める者 (入園の制限)
- 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者には、幼保連携型認定こども 園への入園を拒むことができる。
 - (1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれのある者
 - (2) その他入所を不適当と認めた者

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(箱根町保育所条例の一部改正)

2 箱根町保育所条例(昭和32年箱根町条例第29号)の一部を次のように改正 する。

題名を次のように改める。

箱根町立宮城野保育園条例

第1条中「箱根町保育所」を「箱根町立宮城野保育園」に改める。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、同法 第39条第1項に規定する保育所として、箱根町立宮城野保育園(以下「保育 所」という。)を箱根町宮城野102番地の1に設置する。

(箱根町立学校等の設置に関する条例の一部改正)

3 箱根町立学校等の設置に関する条例(昭和39年箱根町条例第11号)の一部 を次のように改正する。

別表第3箱根町立湯本幼稚園の項及び箱根町立仙石原幼稚園の項を削る。 (箱根町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

4 箱根町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条で」を「第1条に」に改め、「幼稚園」の次に「並びに就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以 下「幼保連携型認定こども園」という。)」を加える。

第2条中「いう。)」の次に「(幼保連携型認定こども園の学校医等の公務上の災害にあっては、町長)」を加える。

第4条中「教育委員会」の次に「(幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、町長。次条において同じ。)」を加える。